

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱

平成30年 3月30日付け29農振第2689号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

第1 目的

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構（以下「機構」という。）への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、本事業により、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 農地整備事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業

2 実施計画等策定事業

1の農地整備事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

3 農村環境計画策定事業

1の農地整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

第3 事業の実施区域

第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）の実施区域は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項第1号に規定する事業施行地域内農用地の区域であって、かつ、農業振興地域の整備に関する

法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長が別に定める者とする。

第5 計画の作成等

事業実施主体は、農地整備事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）を作成又は変更するものとする。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農地整備事業にあつては、整備計画を策定していること。
- 2 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。

第7 事業の申請等

農地整備事業に係る申請及び採択については、次のとおりとする。なお、第2の2の実施計画等策定事業及び第2の3の農村環境計画策定事業に係る申請及び採択については、それぞれ農村振興局長が別に定めるところによる。

- 1 都道府県知事は、農地整備事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（法に基づき事業を行う場合に限る。）、整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱並びに法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7の1の規定にかかわらず、平成30年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成30年10月末日までとする。